

鋼船規則

鋼船規則検査要領

R 編

防火構造, 脱出設備及び
消火設備

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編

2006 年 第 2 回 一部改正
2006 年 第 1 回 一部改正

2006 年 10 月 3 日 規則 第 50 号 / 達 第 62 号

2006 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2006 年 7 月 25 日 理事会 承認

2006 年 9 月 27 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
財団法人 日本海事協会

鋼船規則

規
則

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

2006 年 第 2 回 一部改正

2006 年 10 月 3 日 規則 第 50 号

2006 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2006 年 7 月 25 日 理事会 承認

2006 年 9 月 27 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備

3 章 定義

3.2 定義

3.2.34 燃料油装置

現行規定を次のように改める。

「燃料油装置」とは、次の装置をいう。ただし、燃料油移送ポンプについては、燃料油装置とみなす必要はない。

- (1) 油だきボイラ（燃焼ガスを利用するイナートガス発生装置を含む。）に送る燃料油の処理に用いるすべての装置
- (2) 内燃機関（ガスタービンを含む。）に送る加熱された燃料油の処理に用いる装置
- (3) 内燃機関（ガスタービンを含む。）に送る燃料油の処理に用いる装置であって、 0.18 MPa を超える圧力で燃料油を処理するもの
- (4) 油圧ポンプ、こし器及び加熱器であって、 0.18 MPa を超える圧力で燃料油を処理するもの

4 章 発火の危険性

4.5 タンカーの貨物エリア

4.5.10 貨物ポンプ室の保護

(1)を次のように改める。

- (1) 貨物ポンプ、バラストポンプ又はストリップングポンプであって、貨物ポンプ室に設置され、かつ、隔壁を貫通する軸によって駆動されるものには、当該貫通部に本

会が承認した型式の気密のスタフィングボックスを設け、かつ、ポンプと原動機の間にはたわみ継手を装備しなければならない。また、スタフィングボックスは貨物ポンプ室の外部から十分に潤滑できる構造のものとし、シール部には軸との接触により火花が出ることのない材料を使用しなければならない。隔壁貫通部スタフィングボックス、ベアリング及びポンプのケーシングには温度計測装置を備えなければならない。この装置は、貨物制御室又はポンプ制御場所において連続した可視可聴警報を自動的に発するものでなければならない。

10 章 消火

10.4 固定式消火装置

10.4.1 の表題を次のように改める。

10.4.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. 別段明記されない限り、**10.4**の規定は、**10.5**、**10.7**及び**10.9**の規定で要求される固定式消火装置に適用する。

10.5 機関区域の消火設備の配置

10.5.1 油だきボイラ又は燃料油装置を備える機関区域

-1.を次のように改める。

-1. 固定式消火装置

油だきボイラ又は燃料油装置を備える A 類機関区域には、次の**(1)**から**(3)**に掲げる固定式消火装置のうち、いずれか1つを設けなければならない。機関室とボイラ室とが完全に隔離されていない場合又は燃料油がボイラ室から機関室に流れ込む可能性がある場合には、その機関室とボイラ室とを合わせて1つの区画室とみなす。

- (1) 本編 **25 章**に規定される設備要件に適合する固定式ガス消火装置
- (2) 本編 **26 章**に規定される設備要件に適合する固定式高膨張泡消火装置
- (3) 本編 **27 章**に規定される設備要件に適合する固定式加圧水噴霧消火装置

21 章 総トン数 500 トン未満の船舶等に対する特別規定

21.2 特別規定

21.2.3 航路制限のある船舶に対する特別規定

-7.(5)から-7.(12)をそれぞれ-7.(6)から-7.(13)とし、-7.(5)として次の1号を加える。

(5) 10.2.2-2の規定にかかわらず、消火ポンプの台数を1台として差し支えない。

-7.(12)及び-7.(13)中、「前(7)」を「前(8)」に改める。

25 章 固定式ガス消火装置

25.2 工学的仕様

25.2.2 炭酸ガス装置

-2.の主文を次のように改める。

-2. ロールオン・ロールオフ区域及び人が通常作業を行う又は近付き得るその他の区域の炭酸ガス装置の制御装置は、次の要件に適合しなければならない。

29 章 固定式火災探知警報装置

29.2 工学的仕様

29.2.5 装置の制御要件

-1.(2)を次のように改める。

- (2) 制御盤は、船橋又は継続的に乗員が配置される中央制御場所に配置されなければならない。

-2.を-3.とし、-2.として次の1項を加える。

- 2. 表示盤は、表示機能に関する試験機構を備えなければならない。

30 章 試料抽出式煙探知装置

30.2 工学的仕様

30.2.3 設置要件

-1.(4)を次のように改める。

- (4) 各抽出点には、4を超える吸煙口を接続してはならない。

30.2.4 設備の制御要件

-2.を-3.とし、-2.として次の1項を加える。

- 2. 表示盤は、表示機能に関する試験機構を備えなければならない。

附 則

1. この規則は、2007年4月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

R 編

防火設備, 脱出設備及び消火設備

要
領

2006 年 第 1 回 一部改正

2006 年 10 月 3 日 達 第 62 号

2006 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2006年10月3日 達 第62号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備

R3 定義

R3.2 定義

R3.2.18 制御場所

-1.及び-2.をそれぞれ-2.及び-4.とし, -1.及び-3.として次の2項を加える。

-1. 規則 R 編 3.2.18 の適用上, 「主要な航行設備」とは, 操舵用制御装置, コンパス, レーダー等とする。

-3. 規則 R 編 3.2.18 の適用上, 固定式消火装置の主要構成機器については, 本編の規定により制御場所内に集中配置することが要求される場合を除き, その設置場所を制御場所とみなす必要はない。ただし, 固定式消火装置消火剤の格納場所に対する保全防熱性については, 規則 R 編 10.4.3(7)及び表 R9.2.3-1.によること。

R3.2.30 を削る。

R3.2.31 として次の1条を加える。

R3.2.31 A 類機関区域

規則 R 編 3.2.31 にいう「焼却炉」とは, 最大処理熱量が 34.5 kW 以上の焼却設備をいう。

R4 発火の危険性

R4.4 発火源及び発火性

R4.4.2 として次の1条を加える。

R4.4.2 くず入れ

規則 R 編 4.4.2 の適用上、調理室、配せん室、バー、ごみ処理場所、ごみ収納場所及び焼却場に備え付けるくず入れであって、ぬれたごみ、ガラスびん及び金属製の缶のようなもののみを入れるもので、かつ、その旨が適切に標示されているものについては、可燃性材料製のものとして差し支えない。

R4.5 タンカーの貨物エリア

R4.5.1 貨物タンクの隔離

-1.の末尾に次の一文を加える。

また、燃料油の移送に供されるポンプのみを設置するポンプ室についても、規則 R 編 4.5.10 を適用する必要はない。

-2.の主文中、「(2)」を「(3)」に改める。

-2.(3)として次の1号を加える。

(3) ここでいうコファダムは、隣接する二つの鋼壁又は甲板を分離する区画をいい、安全な交通及び点検のために十分な幅又は深さを有するものとする。ただし、線接触とならざるを得ない場合については、いずれかの区画の線接触部全長にわたり塞ぎ板を溶接することにより小さなコファダムを形成することとして差し支えない。コファダムには、貨物、くず、その他のものが入り込まないようにすること。

-3.から-7.をそれぞれ-4.から-8.と改め、-3.として次の1項を加える。

-3. 規則 R 編 4.5.1-2.の適用上、貨物試料用のロッカーについては貨物エリア内に配置して差し支えない。ただし、塗料庫等、その他の可燃性液体を収納するための区画を配置することは認められない。

R4.5.2 境界の開口の制限

-1.を次のように改める。

-1. 規則 R 編 4.5.2-1.及び-2.の適用上、船首楼内の区画については、発火源となり得るものが格納される場合であっても、貨物エリアに面する戸を設けて差し支えない。ただし、戸の位置は、規則 H 編 4.3.1 に規定する危険場所の範囲外とすること。

-3.を次のように改める。

-3. 規則 R 編 4.5.2-2.の規定により「A-60」級防熱の必要な場所の境界は、例えば、図 R4.5.2-1.に示すとおりとする。図中*印を付した区画の天井及び床にも「A-60」級防熱を施すこと。なお、この区画には甲板泡装置室を設置して差し支えない。

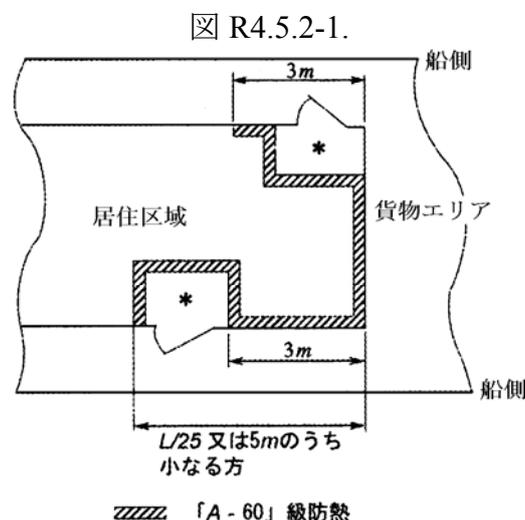
-4.及び-5.をそれぞれ-5.及び-6.とし、-4.として次の1項を加える。

-4. 規則 R 編 4.5.2-2.の適用上、甲板泡装置室（泡原液タンク及び制御装置を設置する区画）については、規則 R 編 4.5.2-2 に掲げる要件に適合し、かつ、当該戸が貨物エリアに直接曝されることの無い様に隔壁面より船内側に設けられる構造とする場合、規則 R 編 4.5.2-1.に規定する範囲内に入口の戸を設けて差し支えない。

-5.を次のように改める。

-5. 規則 R 編 4.5.2-2.に規定する操舵室の戸及び窓については、パッキング付きで、かつ、締付け金具付きのものとし、その気密性については、適切な試験により確認すること。射水試験を行う場合、B2.1.5-2.(3)の規定によること。

図 R4.5.2-1.を次のように改める。



R4.5.3 貨物タンクの通気

-5.として次の1項を加える。

-5. 規則 R 編 4.5.3-4.(1)(c)及び(d)の適用上、設置場所に応じて規則 H 編 4.3 の該当規定を満足する電気機器については、発火源とみなさない。

R4.5.4 通風

-1.(1)を次のように改める。

- (1) 可燃性蒸気がたまる可能性を最小にするため、貨物ポンプ室のビルジが溜る場所には、周囲の排気が有効に行われるように船底の肋板又は縦肋骨の直上付近に排気ダクトを設けること。さらに排気ダクトには下部のグレーティングの上方 2 m 付近の位置に非常用開口を設け、この開口には、暴露甲板及び下部のグレーティングから開閉できるダンパーを設けること。なお、非常用開口は、ダクト末端の開口が閉塞した場合においても毎時 15 回以上の換気を確保するものとする。

R4.5.10 貨物ポンプ室の保護

-3.を次のように改める。

-3. 規則 R 編 4.5.10(3)にいう「危険なガスの漏洩を速やかに探知するよう適当な位置」とは、ポンプ室内において空気の流れが減少する部分とする。（例えば、ポンプ室の床面において凹入する部分の隅部）

R9 火災の抑制

R9.2 防熱上及び構造上の境界

R9.2.3 居住エリア内の隔壁

表 R9.2.3-1.を次のように改める。

表 R9.2.3-1.

制御場所	航海機器（操舵用制御装置，コンパス及びレーダー）の設置場所 電気室（充放電盤又は充電器のある場所），蓄電池室，航海計器用及び無線用 M-G 室又はインバータ室 固定式消火装置の制御装置を設置する区画及び消火剤格納場所（注(1)）
居住区域	電話機室（電話用ブース）
火災の危険性が低い業務区域	陸電箱室 電気室（変圧器，配電盤（注(2)），M-G 等の電気設備であって 50 kVA(kW)未満のもののみを設置する場所であって面積が 4m ² 未満のもの） 分電盤及び始動器配置区域 玄梯ウインチ機械室 バラスト制御室，主貨物制御室
その他の機関区域	電気室（「制御場所」として扱うもの及び「火災の危険性が低い業務区域」として扱うものを除く。） 油圧装置格納室（甲板機械，荷役装置用） 推進用電動機室，推進用電動機の制御器室 操舵機室（注(3)） 非常用消火ポンプ室（注(4)） 甲板泡装置を設置する区画（注(5)） A 類機関区域以外の燃料油装置の配置場所 イナートガスファン室
火災の危険性が高い業務区域	酸素又はアセチレンボンベ格納室（注(6)） 作業服脱衣室 郵便室，金庫室，工作室 糧食庫（注(7)） 冷凍庫（注(8)）
その他の区域の取扱い	1. ダクトトランク及びケーブルトランクは，規則 R 編 9.2.3-6.の昇降機トランクについての規定を準用する。 2. コンテナ運搬船のアンダーデッキパッセージであって，貨物積載場所から自動閉鎖型の気密戸等により有効に分離されている場所については，隔壁の保全防熱性に関する規定の適用上，空所とする。ただし，脱出経路となる場合は通路として取り扱う。

注

- (1) 消火装置の種類により，当該消火装置により保護される区画の内部に設置することが認められる場合を除く。
- (2) 小型の配電盤については，居住区域内の区画（階段室を含む。）の内張り等の裏側に設置して差し支えない。ただし，当該場所を収納場所として使用しないこと。なお，内張り等の裏側のスペースを別の区画とはみなさない。また，これらの区画を「火災の危険性が低い業務区域」とはみなさない。
- (3) 操舵機室又は同場所からしか直接出入りすることができない（R10.2.2-4.にいう機関区域からの出入口は除く。）場所に非常用消火ポンプを設置する場合，主消火ポンプの設置されている区画と操舵機室の境界については，R10.2.2-3.によること。
- (4) 主消火ポンプの設置されている区画との境界については，規則 R 編 10.2.2-3.(2)によること。
- (5) R4.5.2-3.及び-4.の規定に注意すること。

- (6) 囲壁の一面以上が開放されている場合は、開放甲板上の場所とみなして差し支えない。
- (7) 面積が $4m^2$ 未満のものについては、「火災の危険性が低い業務区域」とみなして差し支えない。
- (8) 不燃性材料で防熱されるものについては、「火災の危険性が低い業務区域」とみなして差し支えない。

R9.2.3-9.中、「フロスタンク室は、火災の危険性がほとんどないその他の機関区域とはみなさない。」の一文を削る。

R9.7 通風装置

R9.7.1 ダクト及びダンパー

-1.を次のように改める。

-1. 規則 R 編 9.7.1 の適用上、通風ダクトの材料は、その断面積に関係なく、原則として不燃性材料とすること。ただし、-2.に規定する範囲を除き、空調機室内における送風機とダクトの連結部には可燃性材料を用いて差し支えない。

-4.を次のように改める。

-4. 規則 R 編 9.7.4(2)で要求される下方末端ダンパーは、規則 R 編 9.7.1-2.の適用を免除して差し支えない。ただし、鋼製のもので、空気の流れを確実に止め得るものとする。

R9.7.3 ダクトの貫通部の詳細

-3.として次の1項を加える。

-3. 外部に開口する通風装置の給気口及び排気口であって規則 R 編 5.2.2-1.に要求される閉鎖装置を備えるものについては、規則 R 編 9.7.3 の規定を適用する必要はない。

R9.7.4 調理室レンジからの排気用ダクト

(2)及び(3)を次のように改める。

- (2) 本会が特に認める場合を除き、居住区画内にある場所はすべて「可燃性物質のある場所」とする。
- (3) 上記規則の条文中、「調理室のレンジからの排気ダクトを「A級仕切りで造る」とは、ダクトを厚さ $4.5mm$ 以上の鋼製とすることをいう。なお、その範囲については、ギャレイ外部及び隔壁貫通部として差し支えない。

R10 消火

R10.2 給水装置

R10.2.1 消火主管及び消火栓

-3.を次のように改める。

-3. 規則 R 編 10.2.1-4.(1)の適用上、「消火主管を1台又は2台以上の主消火ポンプのある機関区域内の部分とそれ以外の部分とに分離する遮断弁」により分離される機関区域の外部分は、一部であっても当該機関区域内に配置しないこと。遮断弁を取り付ける位置は、原則として居住区域内の通路又は火災制御場所とすること。暴露甲板上又は他の場所に取り付ける場合は、甲板積み貨物による損傷及びその他の機械的損傷を受けず、かつ、甲板積み貨物、貯蔵品等により当該弁の操作が妨げられない位置に取り付けること。また、暴露甲板上に取り付ける場合は、遮断弁が凍結しないよう措置を講じること。なお、遮断弁を通路に設ける場合であっても、同通路を制御場所として取り扱う必要はない。

R10.2.2 消火ポンプ

-3.から-5.をそれぞれ-4.から-6.とし、-3.として次の1条を加える。

-3. 規則 R 編 10.2.2-3.(2)の適用上、非常用消火ポンプ室が、A類機関区域又は主消火ポンプを設置する区画に隣接するその他の区画を通じてのみ交通することが可能な場合、当該区画とA類機関区域又は主消火ポンプを設置する区画との境界については、「A-60」級で防熱すること。

-5.及び-6.をそれぞれ-7.及び-8.とし、-5.及び-6.として次の2項を加える。

-5. 規則 R 編 10.2.2-3.(5)の規定は、要求される数及び容量の消火ポンプが備えられる場合、消火ポンプ以外のポンプを、消火ポンプとしての容量及び圧力性能を備えるものとするを強いるものではない。

-6. 規則 R 編 10.2.2-3.(6)の適用上、少なくとも1台の消火ポンプは、適切な凍結防止措置の講じられたシーチェストに接続すること。

R10.4 固定式消火装置

R10.4.2 を削る。

R10.5 機関区域の消火設備の配置

R10.5.1 油だきボイラ又は燃料油装置を備える機関区域

-1 を次のように改める。

-1 規則 R 編 10.5.1 に関して、油だきボイラ、燃料油装置又は内燃機関のある機関区域に要求される消火装置の備付け数量については、表 R10.5.1-1.によること。この表の適用上、燃焼ガスを利用するイナータガス発生装置、焼却炉、ごみ処理装置等については油だきボイラとして扱う。

R10.5.4 その他の機関区域

-1.を削り、-2.及び-3.をそれぞれ-1.及び-2.と改める。

-2.中、「前-1.及び-2.」を「前-1.」に改める。

R10.6 制御場所、居住区域及び業務区域における消火措置

R10.6.2 可燃性液体を収納する場所

現行規定を-2.とし、-1.として次の1項を加える。

-1. タンカーの貨物エリア内に配置される貨物試料用のロッカーについては、規則 R 編 10.6.2 の規定を適用する必要はない。

R10.7 貨物区域における消火措置

R10.7.1 一般貨物に対する固定式ガス消火装置

-1.から-4.をそれぞれ-2.から-5.とし、-1.として次の1項を加える。

-1. 規則 R 編 10.7 の適用上、固定式ガス消火装置を備える場合、規則 C 編 20.7.2 の規定に従った非風雨密倉口蓋を備えるコンテナ運搬船にあつては、R25.2.2-4.の規定に従って炭酸ガスを増量することを条件に、規則 R 編 10.4.2 の規定による倉口蓋の間隙に対する閉鎖手段を備えることを要しない。

R10.8 貨物タンクの保護

R10.8.1 固定式甲板泡装置

-1.を次のように改める。

-1. 規則 R 編 10.8.1 の適用上、固定式甲板泡装置に使用するポンプは、主消火ポンプ又は非常用消火ポンプと兼用して差し支えない。ただし、このポンプは、甲板泡装置と通常の射水に対して要求される量の水を同時に供給できるものとする。また、共通の管装置により給水する場合、モニターの使用に必要な圧力において、通常の射水が一人の人間により安全に行えることを実証すること。

R10.9 として次の 1 節を加える。

R10.9 貨物ポンプ室の保護

R10.9.1 固定式消火装置

規則 R 編 10.9.1(1)(a)の適用上、固定式炭酸ガス消火装置の警報装置については次によること。

- (1) 圧縮ガスにより起動する警報
炭酸ガスを使用しないこと。空気を使用する場合、清浄かつ乾燥したものとする。
- (2) 電気式で起動する警報
本質安全防爆形の機器とする場合を除き、電気機器は貨物ポンプ室の外部に設置すること。

R19 危険物の運送

R19.2 総則

R19.2.2 貨物区域の種類による適用

現行規定を-2.とし、-1.として次の1項を加える。

-1. 規則 R 編 19.2.2 の適用上、ロールオン・ロールオフ区域であって当該区域の上方並びに前端及び後端が完全に開放しているものについては、暴露甲板貨物区域とする。

-3.として次の1項を加える。

-3. 規則 R 編 19.2.2 の適用上、車両積載区域は、規則 R 編 19.2.2(4)又は(5)に規定するロールオン・ロールオフ区域とする。

R19.3 特別要件

R19.3.1 給水装置

-5.を次のように改める。

-5. 規則 R 編 19.3.1-3.にいう「固定式の散水装置」については、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとする。また、倉口蓋を備えないコンテナ運搬船の貨物倉の場合、MSC/Circ.608/Rev.1 “Interim guidelines for open-top container ships”の9.2, 9.3 及び9.4 を参照すること。

- (1) 船舶安全法第6条第3項（予備検査）又は第6条の4第1項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの
- (2) 財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの
- (3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの

R19.3.4 通風

-3.として次の1項を加える。

-3. 規則 R 編 19.3.4-1.の規定にかかわらず、倉口蓋を備えないコンテナ運搬船の貨物倉については、貨物倉の下方からのみとして差し支えない。また、換気能力については、貨物倉（暴露甲板から下方の部分とする。）が空の状態に基づき、毎時2回として差し支えない。

R19.3.5 ビルジ排水

-3.として次の1項を加える。

-3. **規則 R 編 19.3.5** の適用上、倉口蓋を備えないコンテナ運搬船の貨物倉については、積載する危険物の種類にかかわらず、機関室外に設置する独立の排水設備により、ビルジを機関室を通さずに排出できるものとする。

R19.3.6 人員の保護

現行規定に代えて、次の2項を加える。

-1. **規則 R 編 19.3.6-1.**にいう「完全防護服」は、非常時に用いるもので、全身保護服、手袋、長靴、保護眼鏡及びヘルメットより構成されるものとする。また、選定にあたっては、積載する貨物の種類及び性状に応じた化学的危険性について考慮すること。

-2. **規則 R 編 19.3.6-2.**により要求される予備ボンベは、消防員装具のものとは別に備えること。

R20 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の保護

R20.4 探知及び警報

R20.4.1 固定式火災探知警報装置

現行規定を-2.とし、-1.として次の1項を加える。

- 1. 規則R編 20.4.1 の適用上、暴露甲板については、固定式火災探知装置を備える必要はない。

R20.5 消火

R20.5.1 固定式消火装置

-1.から-5.をそれぞれ-2.から-6.とし、-1.として次の1項を加える。

- 1. 規則R編 20.5.1 の適用上、暴露甲板については、固定式消火設備を備える必要はない。

-3.から-6.をそれぞれ-4.から-7.とし、-3.として次の1項を加える。

- 3. 規則R編 20.5.1-1.(2)の固定式高膨張泡消火装置については、規則R編 26章の適用可能な規定によること。

-5.中、「前-2.」を「前-4.」に改める。

R20.5.2 持ち運び式消火器

-1.を次のように改める。

- 1. 規則R編 20.5.2 の適用上、暴露甲板については、当該区域への通路に要求されるものを除き、持ち運び式消火器を備える必要はない。同様に、持ち運び式泡放射器も備える必要はない。

R25 固定式ガス消火装置

R25.2 工学的仕様

R25.2.2 炭酸ガス装置

-5.として次の1項を加える。

-5. 規則 R 編 25.2.2-1.(5)に規定する放出時間については、適切な計算により検証することとして差し支えない。

R34 固定式甲板泡装置

R34.2 工学的仕様

R34.2.2 各部の要件

現行規定を-2.とし、-1.として次の1項を加える。

-1. 規則 R 編 34.2.2 の適用上、固定式甲板泡装置への給水を消火主管と共通とする場合、要求される泡溶液の供給時間について、モニターと同時に2条の射水からも泡溶液を供給できるように、泡原液を増量すること。

R34.2.3 設置要件

-1.から-3.をそれぞれ-2.から-4.とし、-1.として次の1項を加える。

-1. 規則 R 編 34.2.3-1.の適用上、甲板泡装置の泡原液タンク及びポンプ等の主要構成機器（制御装置を除く。）は、機関室内に配置して差し支えない。

附 則

1. この達は、2007年4月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。